

課コード	002331	作成日	平成20年3月31日
所属名	河川課	作成者	白柳 裕一

政策名(上位目的)
河川・海岸の保全及び整備の推進
目の名称
急傾斜対策費

計画コード	分野	部	課	施策・事務事業		
	款	項	目	事項		
科目コード	36	31	20	11	00	00
(旧科目コード)	36	31	06	21	00	00

事業名			戦略性
急傾斜対策事業			
事業概要			
目的	(対象、意図、求められる結果)	開始年度	終了予定年度
急傾斜地崩壊危険区域の指定地において、崖崩れによる被害が想定される区域内の住民の生命を守るため崖崩れ対策工事を行う。		平成 年	平成 年
活動内容			
急傾斜地崩壊危険区域の指定地において、県が実施しない緊急度の高い急傾斜地の対策工事を市が行なう。県が実施した急傾斜地崩壊対策工事に要した事業費の一部を市が負担する。			
事業の性格分類		実施根拠(法令、条例等)	新市建設計画事業 ワーキング提案事業
義務的事業	任意的事業	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	× ×
事業運営方法			
直営	一部委託	全部委託	補助等

		H17年度決算	H18年度決算	H19年度最終予算	H20年度当初予算	H21年度計画額	H22年度計画額	前期4年間計
財源内訳	事業費(千円)	70,287	65,341	82,850	68,700			
	国庫支出金			11,200				
	県支出金	14,360	15,416					
	市債			11,700				
	受益者負担分(使用料等)							
	その他	9,853	6,513	1,400	7,695			
内訳	一般財源	46,074	43,412	58,550	61,005			
	人件費	16,000	16,000	3,200	2,400			
計	人工単価	2	2	0	0			
	年間経費	86,287	81,341	86,050	71,100			
	受益者負担率	0	0	0	0			

性質別内訳		人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修	補助費等	積立金	投資及び出資金	貸付金	繰出金	投資の経費	公営企業
平成18	16,000				11,890		10					69,300	
19	3,200				390		3,610					78,850	
20	2,400											68,700	

定量評価							
指標1		単位	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
急傾斜地崩壊対策工事箇所数	目標	箇所		15	15	15	15
	実績	箇所		16			
年間経費(事業費・人件費の合計)		千円	81,341	86,050	71,100		
単位当たり経費		千円/単位	#DIV/0!	5,378	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
単位当たり経費変動率		%		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

指標2							
		単位	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
	目標	%					
	実績	%					
年間経費(事業費・人件費の合計)		千円	81,341	86,050	71,100		
単位当たり経費		千円/単位	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
単位当たり経費変動率		%		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

定性評価			
過年度の実施内容			
急傾斜地崩壊危険箇所の区域指定に係る地元調整 県事業に対する負担金			
事前評価	必要性		(分析・理由)
	A	A 高い B ↑ C ↓ D 低い	崖の崩壊による土砂崩れは、人命に大きく関わる災害につながる可能性が非常に高いため、未然に防止する対策が必要である。
事前評価	行政関与の妥当性		(分析・理由)
	A	A 高い B ↑ C ↓ D 低い	崖地そのものは個人の財産であることから、自分の生命は自分で守ることが原則であるが、個人で防護するには余りに負担が大きすぎるため、法律に基づき行政が援助する形で関与するものである。
事後評価	有効性		(分析・理由)
	A	A 非常に有効 B やや有効 C あまり有効でない D 有効でない	崖崩れから市民の生命を守る方法としては非常に有効且つ重要であり、地域からの要望も強いものがある。
事後評価	効率性		(分析・理由)
	B	A 単位当たり経費が前年比マイナス B 単位当たり経費が前年とほぼ同じ C 単位当たり経費が前年比プラス D 評価できない	前年同様の事業箇所であり、単位当たり経費はほぼ同じ。
今後の事業展開			
規模			(分析・理由)
拡大	拡大・充実 現状のまま継続 縮小 廃止		急速な都市化により急傾斜地に隣接した宅地が増大していることや異常気象による局地的集中豪雨により、崖崩れの危険が増大している。
具体的な改善内容・事業の方向性等			
(問題意識) ・危険地域の指定等、急傾斜地法の事務は県の事務に位置付けられている。 ・法23条の受益者負担金は「都道府県営工事により、著しく利益を受ける者」が負担することとされているが、県条例では、市町村しか対称にしていない。 ・急傾斜地法第12条により「都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事で、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不適当と認められるものを施行するものとする。」と規定されているが、県の採択基準により崖高10m未満で緊急度の高い箇所の対策工事は市が事業主体となっている。 (想定結果) 県の実施が適当なもの。			
(備考) 事業に対する市民・市民活動団体・事業者・議会からの指摘			